



島根県報

平成17年 3月29日 (火)
号外第 27 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

行政権限委任規則の一部を改正する規則 (規則第56号)

1 規則の概要

(1) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 児童福祉法に基づく次の権限

母子生活支援施設に入所中の児童に対する所在期間の延長

イ 薬事法施行令に基づく次の権限

薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業に係る休廃止等の届出の受理

ウ 結核予防法に基づく次の権限

㊦ 定期外の健康診断の勧告

㊧ 定期外の健康診断の措置の実施

エ 感染症の予防及び感染症の患者等に対する医療に関する法律に基づく次の権限

㊦ 健康状態に異状を生じた者等への質問又は調査の実施

㊧ 病院又は診療所の管理者からの通知の受理

㊨ 消毒の実施

㊩ 駆除の実施

オ 旅館業法施行条例に基づく次の権限

水質検査によりレジオネラ属菌が検出された場合の届出を受理すること。

カ 温泉法に基づく次の権限

㊦ 温泉の利用を許可すること。

㊧ 掲示内容の届出を受理すること。

㊨ 許可を取り消すこと。

㊩ 温泉の利用の制限又は危害予防の措置を命ずること。

キ 温泉法施行細則に基づく次の権限

㊦ 温泉採取届を受理すること。

㊧ 温泉採取者住所 (氏名) 変更届を受理すること。

㊨ 温泉採取廃止届を受理すること。

㊩ 温泉利用許可証を書換え交付すること。

㊪ 温泉利用許可証を再交付すること。

㊫ 温泉利用設備改修工事施行届を受理すること。

㊬ 温泉利用廃止届を受理すること。

ク 公衆浴場法施行条例に基づく次の権限

水質検査によりレジオネラ属菌が検出された場合の届出を受理すること。

ケ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づく次の権限

- ㊦ フロン類の引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすること。
- ㊧ フロン類の回収又は運搬に関する基準を遵守すべき旨を勧告すること。
- ㊨ 引取り又は引渡しをすべき旨を勧告すること。
- ㊩ 勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

コ 使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づく次の権限

- ㊦ フロン類の引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすること。
- ㊧ フロン類の回収又は運搬に関する基準を遵守すべき旨を勧告すること。
- ㊨ 引取り又は引渡しをすべき旨を勧告すること。
- ㊩ 勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- ㊪ 報告を求め、又は必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
- ㊫ 勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- ㊬ フロン類の回収の実施の状況等に関し報告を求めること。
- ㊭ 立入検査を行うこと。

サ 児童福祉法に基づく次の権限

- ㊦ 児童の入院の委託
- ㊧ 相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又はそれらの委託措置
- ㊨ 期間の更新
- ㊩ 措置の継続
- ㊪ 里親に委託中の児童に対する委託の継続又は児童福祉施設に入所中の児童に対する委託の継続若しくは在所年齢の延長
- ㊫ 児童福祉施設に入所中又は指定医療機関に入院中の児童に対する在所年齢の延長若しくは委託の継続又はこれらの措置を相互に変更する措置の実施
- ㊬ 満20歳に達するまでの援助又は委託の継続
- ㊭ 費用の徴収のための書類の閲覧又は資料の提供の要請
- ㊮ 児童福祉施設に入所中の児童に対する在所期間の延長若しくは指定医療機関に入院中の児童に対する委託の継続又はこれらの措置を相互に変更する措置の実施

シ 里親が行う養育に関する最低基準に基づく次の権限

- ㊦ 養育期間の更新をすること。
- ㊧ 職業指導の実施の認定をすること。
- ㊨ 児童の同意を得ること。
- ㊩ 児童の同意を得て職業指導の期間を更新すること。

ス 家畜伝染病予防法に基づく次の権限

- ㊦ 倉庫等の所有者に倉庫等を消毒すべき旨を命ずること。
- ㊧ 倉庫等を家畜防疫員に消毒させること。

セ 出雲空港管理事務所に係る各種法律等に基づく次の権限

- ㊦ 租税特別法施行規則に基づき証明をすること。
- ㊧ 土地収用法に基づき土地調書及び物件調書を作成し、これに署名押印すること。
- ㊨ 土地収用法に基づき収用し、又は使用しようとする 1 筆の土地が所在する市町村の長に対して、土地調書及び物件調書の写しを添付した申出書を提出すること。

- ㊦ 土地収用法に基づき土地所有者及び関係人に対して公告があった旨を通知すること。
- ㊧ 工事の施行に伴い取得し、又は処分した土地に係る登記の嘱託をすること。
- ㊨ 工事の共同施行に関する協議をすること及びこれに伴う協定の締結に関すること。
- ㊩ 工事の受託施行に関する協議をすること及びこれに伴う契約の締結に関すること。
- ㊪ 工事の施行に伴い取得する土地に係る不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任審判を家庭裁判所へ申し立てること。

(2) その他所要の改正

2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第56号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部ふるさと島根の景観づくり条例の項から納税貯蓄組合法施行令の項までを削り、同部海岸法の項第 5 号中「実施設計」を「実施計画」に改め、同部その他の事務の項第 9 号中「受託施工」を「受託施行」に改める。

別表総務事務所の部を削る。

別表福祉事務所の部社会福祉法の項及び身体障害者福祉法の項を削り、同部児童福祉法の項第 3 号を次のように改める。

3 第31条第 1 項の規定による母子生活支援施設に入所中の児童に対する所在期間の延長

別表福祉事務所の部児童福祉法の項第 5 号及び第 6 号を削り、同部児童福祉法施行規則の項及び公職選挙法施行規則の項から島根県青少年の健全な育成に関する条例の項までを削る。

別表保健所の部薬事法施行令の項第 1 号中「第 1 条の 2」を「第 2 条」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

2 第80条第 1 項第 4 号の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業に係る休廃止等の届出の受理

別表保健所の部結核予防法の項第 1 号中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に、「実施」を「勧告」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 第 5 条第 2 項の規定による定期外の健康診断の措置の実施

別表保健所の部感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の項中第21号を第22号とし、第11号から第20号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第10号中「指示」の次に「又は実施」を加え、同号を同項第11号とし、同項第 9 号中「指示」の次に「又は実施」を加え、同号を同項第10号とし、同項第 8 号中「実施」の次に「、同条第 2 項（第26条において準用する場合を含む。）の規定による病院又は診療所の管理者からの通知の受理」を加え、同号を同項第 9 号とし、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

3 第15条の 2 第 1 項の規定による健康状態に異状を生じた者等への質問又は調査の実施

別表保健所の部健康増進法の項第 2 号中「及び」を「又は」に改め、「立入検査」の次に「若しくは質問」を加え、同部旅館業法施行規則の項の次に次のように加える。

旅館業法施行条例（昭和45年島根県条例第55号）

1 別表第 2 の15の項の規定により、水質検査によりレジオネラ属菌が検出された場合の届出を受理すること。

別表保健所の部興行場法施行条例の項の次に次のように加える。

温泉法（昭和23年法律第125号）

- 1 第13条第1項の規定により、温泉の利用を許可すること。
- 2 第14条第3項の規定により、掲示内容の届出を受理すること。
- 3 第27条第1項の規定により、第1号の許可を取り消すこと。
- 4 第27条第2項の規定により、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を命ずること。

温泉法施行細則（昭和61年島根県規則第8号）

- 1 第14条第1項の規定により、温泉採取届を受理すること。
- 2 第14条第2項の規定により、温泉採取者住所（氏名）変更届を受理すること。
- 3 第14条第3項の規定により、温泉採取廃止届を受理すること。
- 4 第16条第2項の規定により、温泉利用許可証を書換え交付すること。
- 5 第16条第3項の規定により、温泉利用許可証を再交付すること。
- 6 第18条の規定により、温泉利用設備改修工事施行届を受理すること。
- 7 第19条の規定により、温泉利用廃止届を受理すること。

別表保健所の部公衆浴場法施行規則の項の次に次のように加える。

公衆浴場法施行条例（昭和23年島根県条例第72号）

- 1 別表2の項第23号の規定により、水質検査によりレジオネラ属菌が検出された場合の届出を受理すること。

別表保健所の部食品衛生法施行規則の項第1号中「第21条」を「第71条」に改め、同部特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の項を次のように改める。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）

- 1 第23条の規定により、フロン類の引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすること。
- 2 第24条第1項の規定により、フロン類の回収又は運搬に関する基準を遵守すべき旨を勧告すること。
- 3 第24条第2項の規定により、フロン類の引取り又は引渡しをすべき旨を勧告すること。
- 4 第24条第3項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 5 第43条の規定により、フロン類の回収の実施の状況等に関し報告を求めること。
- 6 第44条第1項の規定により、立入検査を行うこと。

別表保健所の部特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の項の次に次のように加える。

使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

- 1 第42条第1項の規定により、フロン類の引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすること。
- 2 第43条第1項の規定により、フロン類の回収又は運搬に関する基準を遵守すべき旨を勧告すること。
- 3 第43条第4項の規定により、フロン類の引取り又は引渡しをすべき旨を勧告すること。
- 4 第43条第6項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 5 第64条第1項の規定により、報告を求め、又は必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
- 6 第64条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 7 第70条の規定により、フロン類の回収の実施の状況等に関し報告を求めること。
- 8 第71条第1項の規定により、立入検査を行うこと。

別表児童相談所の部児童福祉法の項第1号中「及び同条第2項の規定による児童の入所の委託、同条第6項の規定による児童の保護受託者への委託並びに同条第9項の規定による委託措置」を削り、同項中第12号を第19号とし、第11号を削り、第10号を第16号とし、同号の次に次の2号を加える。

- 17 第56条第9項の規定による費用の徴収のための書類の閲覧又は資料の提供の要請
 - 18 第63条の2第1項又は第2項の規定による児童福祉施設に入所中の児童に対する在所期間の延長若しくは指定医療機関に入院中の児童に対する委託の継続又はこれらの措置を相互に変更する措置の実施
- 別表児童相談所の部児童福祉法の項中第9号を第15号とし、第8号を第14号とし、第7号を削り、第6号を第10号と

し、同号の次に次の 3 号を加える。

- 11 第31条第 2 項の規定による里親に委託中の児童に対する委託の継続又は児童福祉施設に入所中の児童に対する委託の継続若しくは在所年齢の延長
- 12 第31条第 3 項の規定による児童福祉施設に入所中又は指定医療機関に入院中の児童に対する在所年齢の延長若しくは委託の継続又はこれらの措置を相互に変更する措置の実施
- 13 第31条第 4 項の規定による満20歳に達するまでの援助又は委託の継続

別表児童相談所の部児童福祉法の項中第 5 号を第 9 号とし、第 4 号を第 8 号とし、第 3 号を第 5 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

- 6 第28条第 2 項の規定による期間の更新（家庭裁判所の承認を求めることを含む。）
- 7 第28条第 4 項の規定による措置の継続

別表児童相談所の部児童福祉法の項中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- 2 第27条第 2 項の規定による児童の入院の委託
 - 3 第27条第 7 項の規定による相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又はそれらの委託措置
- 別表児童相談所の部里親が行う養育に関する最低基準の項第 2 号を次のように改める。
- 2 第18条第 1 項又は第 2 項の規定により、養育期間の更新をすること。

別表児童相談所の部里親が行う養育に関する最低基準の項に次の 3 号を加える。

- 4 第20条第 1 項の規定により、職業指導の実施の認定をすること。
- 5 第20条第 2 項の規定により、児童の同意を得ること。
- 6 第20条第 3 項の規定により、児童の同意を得て職業指導の期間を更新すること。

別表身体障害者授産センターの部身体障害者福祉法の項中「身体障害者福祉法」の次に「（昭和24年法律第283号）」を加える。

別表農林振興センターの部海岸法の項第 5 号中「実施設計」を「実施計画」に改め、同部その他の事務の項第 2 号中「施工」を「施行」に、「取得」を「取得し、」に改め、同項第 8 号中「受託施工」を「受託施行」に改める。

別表家畜保健衛生所の部家畜伝染病予防法の項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号の次に次の 2 号を加える。

- 11 第26条第 1 項の規定により、倉庫等の所有者に当該倉庫等を消毒すべき旨を命ずること。
- 12 第26条第 3 項の規定により、倉庫等を家畜防疫員に消毒させること。

別表家畜保健衛生所の部家畜伝染病予防法施行細則の項を削る。

別表畜産試験場の部中「畜産試験場」を「畜産技術センター」に改め、同部島根県立畜産試験場の飼料分析に関する規則の項中「島根県立畜産試験場の飼料分析に関する規則」を「島根県立畜産技術センターの飼料分析に関する規則」に改める。

別表水産事務所の部海岸法の項第 5 号中「実施設計」を「実施計画」に改め、同部その他の事務の項第 1 号中「施工」を「施行」に、「取得」を「取得し、」に改め、同項第 4 号中「受託施工」を「受託施行」に改める。

別表土木建築事務所の部海岸法の項第 5 号中「実施設計」を「実施計画」に改め、同部その他の事務の項第 1 号中「施工」を「施行」に、「取得」を「取得し、」に改め、同項第 3 号中「受託施工」を「受託施行」に改める。

別表浜田河川総合開発事務所の部その他の事務の項第 1 号中「施工」を「施行」に、「取得」を「取得し、」に改め、同項第 3 号中「受託施工」を「受託施行」に改める。

別表高規格道路事務所の部その他の事務の項第 3 号中「受託施工」を「受託施行」に改め、同部の次に次のように加える。

出雲空港管理事務所

租税特別措置法施行規則

- 1 第15条第 2 項に規定する証明をすること（所管事業に係るものに限る。）。
- 土地収用法

- 1 第36条第 1 項及び第 2 項の規定により、土地調書及び物件調書を作成し、これに署名押印すること。
- 2 第36条の 2 第 2 項の規定により、収用し、又は使用しようとする 1 筆の土地が所在する市町村の長に対して、土地調書及び物件調書の写しを添付した申出書を提出すること。
- 3 第36条の 2 第 5 項の規定により、土地所有者及び関係人に対して同条第 3 項の規定による公告があった旨を通知すること。

その他の事務

- 1 工事の施行に伴い取得し、又は処分した土地に係る登記の囑託をすること。
- 2 工事の共同施行に関する協議をすること及びこれに伴う協定の締結に関すること。
- 3 工事の受託施行に関する協議をすること及びこれに伴う契約の締結に関すること。
- 4 工事の施行に伴い取得する土地に係る不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任審判を家庭裁判所へ申し立てること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

(温泉法施行細則の一部改正)

- 2 温泉法施行細則の一部を次のように改正する。
様式第20号中「島根県知事」を削る。